

# 「システック クラウドサービス」利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 (定義)

1. 「システック クラウドサービス」は、株式会社システック(以下「当社」といいます)が提供するインターネット(商用ネットワークを含みます。以下同じ)に接続されたパソコン・スマートフォン・タブレットを使用した、運行管理等を支援するための以下の情報サービス製品群の総称(以下「本サービス」といいます)をいいます。
  - ① ロジこんぱす
  - ② ロジこんぱす Lite(OBD IIタイプ/シガーソケットタイプ)
  - ③ モバたこ
  - ④ ロジたこデータお預かりサービス
  - ⑤ ロジトーン

### 第2条 (総則)

1. 本利用規約は、本サービスの利用および車載端末のレンタルに関わる一切の關係に適用されます。
2. 契約者に随時通知する諸規定・規約・ルール等は、第 25 条に定める方法で通知した時点をもって本利用規約の一部を構成するものとします。
3. 当社は本利用規約を必要に応じて改定することができるものとします。この場合、従前の利用規約に代わり変更後の利用規約が適用されるものとします。
4. 当社が前項の改定を行う場合、原則3か月の予告期間において、契約者に第 25 条に定める方法で改定内容を通知するものとします。

## 第2章 本サービスの利用

### 第3条 (本サービスの内容)

1. 本サービスは、日本国内でのみ利用可能とし、海外での利用はできません
2. 当社はサービス内容の全部または一部を必要に応じて変更できるものとします。
3. 当社が前項の変更を行う場合、緊急でやむを得ない場合を除き原則3か月の予告期間において、契約者に第 25 条に定める方法で変更内容を通知するものとします。ただし、契約者への影響が軽微であると当社が判断する変更については、この限りではありません。
4. 当社は、本サービスによって取得したデータ(第 18 条に定める運行データ等本利用規約

に定める一切の情報)を製品毎に以下の通り保存します。

① ロジこんぱす

データ発生日より15か月間

② ロジこんぱす Lite(OBDⅡタイプ/シガーソケットタイプ)

データ発生日より6か月間(ただし日報データは1年間)

③ モバたこ

データ発生日より15か月間

④ ロジたこデータお預かりサービス

運行開始日より15か月間

5. 利用者は、本サービスの利用にあたり、保存期間を経過したデータが自動で削除されることに同意して本サービスを利用するものとします。ただし、マスターデータなど本サービスの稼働に必要な基本データは、契約者が第10条もしくは第17条によって本サービスの利用停止にならない限り保持するものとします。

#### 第4条 (利用の申し込み、利用契約の成立)

1. 本サービスの利用にあたっては、本利用規約に同意した上で、当社所定の第3条に定義される各サービスの利用申込書に必要事項を記入し当社または当社が定める者に提出することにより、当社に本サービスの利用を申し込むものとします。
2. 利用申込者は、前項の規定にもとづいて本サービスの申し込みを行った時点で、本利用規約の内容を承諾したものとみなされます。
3. 当社が利用申し込み内容を審査し承認した時点で、本利用規約の規定を内容とする本サービスの利用契約が、利用申込者と当社との間で成立するものとします。(以下、契約成立後の利用申込者を「契約者」といいます。)
4. 当社は契約者に対して、利用契約が成立したのち、ID・パスワード等本サービス利用に必要な事項を記載した当社所定のアカウント通知書の発行を行います。
5. 契約者と当社との間で別段の合意がない限り、前項のアカウント通知書に当社が記載した利用開始日をもって本サービスの利用が開始されるものとします。

#### 第5条 (利用申込の承認の拒否および取り消し)

1. 利用申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、第4条第1項の利用申し込みに対して第4条第3項による承認を拒否することがあります。また、承認後であっても契約者に対し承認の取消しを行うことがあります。
  - ① 利用申込内容に、虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
  - ② 指定された金融機関の口座などが無効であるか、または収納代行会社、金融機関などにより利用の停止または制限の措置が取られていることが判明した場合

- ③ 本サービスの利用料金の支払を滞っていることが判明した場合
- ④ これまでに本サービスの利用資格を取り消されたことがあることが判明した場合
- ⑤ その他、当社が本サービスの契約者として不適当と判断する場合

#### 第6条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金は、当社所定の利用申込書に記載のとおりとします。契約者は、利用料金に対する消費税を負担するものとします。
2. 本サービスの利用料金の徴収方法は、別途定めるものとします。
3. 当社は、必要に応じて利用料金を変更することができるものとします。利用料金の変更を行う場合、原則3か月の予告期間をおいて、契約者に第 25 条に定める方法で変更内容を契約者に通知します。
4. 当社は、契約者の責に帰すべき理由により前1項の利用料金が支払われなかった場合、支払いが遅延している日数に応じ支払遅延金額に対して年 14.6%の割合で計算した金額を支払遅延利息として契約者に請求することができるものとします。
5. 契約者が当社の販売店と本サービスの利用契約を締結し、当該販売店が当社との販売店契約に基づく本サービスの代金の支払いを怠った場合、当社から直接契約者に本サービスの支払いを請求する場合があります。この場合、契約者は、当社の許可を得るまでは、当社の指定する方法で、当社に本サービスの利用料金を支払うものとします。
6. 本サービスの利用料金にはスマートフォン等の車両用アプリケーションが動作する機器の通信費は含まれておらず、本サービスにかかる車両用アプリケーションの利用にかかる通信費はいかなる場合も契約者負担とします。

#### 第7条 (支払方法)

1. 本サービスにかかる月額費用の支払方法は、以下のいずれかとします。
  - ① クレジットカード払い
  - ② 自動口座振替
  - ③ 現金振込
2. 毎月の支払金額が 100,000 円 (税別) を越えない場合は、原則として前項①のクレジットカード払いとします。

#### 第8条 (利用期間)

1. 本サービスの利用期間は利用開始日から1年間とし、これを最低契約期間 (以下「契約期間」という。) とします。当該利用期間満了日の1か月前までに契約者または当社より申し出がない場合には、本サービスの利用期間は契約期間満了日の翌日から更に1か月有効に存続するものとし、以降も同様とします。
2. 契約者が契約期間内に中途解約する場合、契約期間分の月額料金合計と、既に支払われた契約期間内の月額料金合計の差額を支払わなければならないものとします。

3. 利用期間満了を待たず、やむを得ない事由により解約をしなければならない場合は、その事由に妥当性があると認められる場合に限り、これを認めることとします。

#### 第9条 (利用休止)

1. 以下のサービスは、利用休止を受けることができます。ただし、第 28 条の車載機のレンタルで車載機を利用する場合は、利用休止は利用できません。
  - ① ロジこんぱす
  - ② ロジこんぱす Lite(OBD II タイプのみ)
2. 契約者は、1年間の内で通算してまたは連続して6か月を超えない期間において、暦月単位で車載端末の全部または一部の利用を休止することができるものとします。
3. 前項に定める期間を超えた場合、利用休止月の 7 か月目より自動で利用再開とし通常利用料金が発生します。
4. 当社は、前項の定める対象車載端末の利用再開を行う 2 か月前に、契約者に第 25 条に定める方法で再開に係る本サービスの利用内容等を通知するものとします。
5. 契約者は、利用休止期間中休止した車載端末毎に、別途定める利用休止料金を負担するものとします。
6. 契約者は、本サービスの利用を休止しようとするときは、休止しようとする月の前月15日までにその旨を当社に通知するものとします。

#### 第10条 (利用契約の解除)

1. 契約者は、契約を解除するときは、契約を解除しようとする月の前月15日までに解約申込書を提出するものとします。当該解約により、契約者は、第 8 条第 2 項に従って当社に支払を行うものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は事前の通知ないし勧告することなく、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。その場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
  - ① 当社所定の利用申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
  - ② 利用料金の支払いを怠った場合
  - ③ 契約者が本利用規約に同意しない場合
  - ④ その他、本利用規約の条項に違反した場合
3. 契約者は、本サービスの利用規約が期間満了または解除により終了した場合でも、当社に対する利用料金その他の金銭債務がある場合にはその全額をただちに支払うものとします。
4. 解約月の支払い精算は、日割計算を行わないものとします。

#### **第11条**（本サービスの利用停止）

1. 契約者が前条2項各号のいずれかに該当する場合、当社は事前の通知ないし勧告することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止するものとします。その場合、当社は当該本サービスの利用停止にかかる一切の責任を負わないものとします。
2. 前項および次項の本サービスの利用停止を行った場合、当社は、当社が当該利用停止にかかる事由が消滅したと判断したときに、遅滞なく本サービスの利用停止を解除するものとします。
3. 契約者が本サービスの販売店と本サービスの利用契約を締結した場合で、契約者が同契約に基づく本サービスの利用料金の支払いを怠りまたはその他同契約上の解除事由に該当したときは、当該販売店の当社に対する申出により、当社は、事前の通知ないし勧告することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止するものとします。この場合、当社は当該本サービスの利用停止にかかる一切の責任を負わないものとします。

#### **第12条**（利用申込内容等の変更の届け出）

1. 契約者が第4条に基づく本サービスの利用申し込みの際、またはその後に当社に届け出た内容に変更が生じた場合、契約者は当社所定の方法により遅滞なく届け出るものとします。
2. 契約者が前項の届け出を怠ったことにより自ら不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。これにより当社からの通知等が契約者に不到達となったとしても、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### **第13条**（車載端末およびパソコン等の用意と保持・管理）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、スマートフォン、タブレット、車載端末、パソコンならびにこれらに付随する機器、ソフトウェアおよびパソコン用のADSLまたは光ファイバー等のインターネット常時接続通信回線等（以下「必要機器等」といいます）を、自己の責任と負担において用意するものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用期間においては、前項の必要機器等が本サービスを利用する上で正常に作動する状態での保持・管理を自己の責任と負担において行うものとします。
3. 当社は、契約者が本サービスを正常に利用するためのサポートを当社が定める責任の範囲内でおこなうものとしますが、当社以外が提供する機器・アプリケーションソフト等の個別の使用方法や設定方法については関知いたしかねます。それらについては契約者自身で各提供元に問い合わせるものとします。
4. 当社が前項のサポートを実施するため契約者の拠点等に出向いた場合、かつ当社対応の結果本サービスに問題がなかったことが判明した場合には、契約者は当社が出張対応するために要した費用を負担するものとします。
5. 当社は、契約者が保持・管理するスマートフォン、タブレット、パソコンにインストールされた

当社以外が提供するアプリケーションソフトによって契約者が本サービスを正常に利用できない場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

6. 当社は、車載端末が設置された車両そのもの、あるいは当該車両に設置された当社以外が提供する機器等の干渉を受ける等して契約者が本サービスを正常に利用できない場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
7. 契約者は、本サービスの利用に障害が発生した場合には、遅滞なく本サービスを利用するために契約者が保有する必要機器等について故障の有無を調査し、当社が求めた場合には、当社が必要とする事項を当社に通知するものとします。

#### **第14条 (ID・パスワード等)**

1. 本サービスのご利用にあたっては、ご利用の都度、当社より付与された会社 ID、ユーザ ID およびパスワード(契約者等による変更後のパスワードも含み、以下、あわせて「ID 等」といいます)の入力が必要となります。
2. 契約者は、付与された ID 等を契約者自身の責任のもと管理するものとし、その ID 等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らからしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、付与された ID 等を第三者に貸与し、または使用させることはできないものとします。万が一、付与された ID 等を第三者に使用されたことにより契約者が損害を被った場合であっても、その原因を問わず当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者は、付与された ID 等以外の ID 等を用いて本サービスを利用することはできないものとします。万が一、契約者が付与された ID 等以外の ID 等を利用した場合、契約者はそれによって生じた一切の損害を直ちに賠償するほか、発生した一切の紛争をその責任と負担において解決するものとします。

#### **第15条 (SIM カード)**

1. 本サービスの利用契約に伴い当社から契約者に提供される SIM カードは、あくまで本サービスの利用のみを目的として貸与するものであり、その所有権は契約者に移転されるものではありません。
2. 契約者は、車載端末に専用 SIM カード以外の SIM カードを用いてはならないものとします。
3. 専用 SIM カードの紛失・盗難の場合、契約者は当社所定の方法により、遅滞なく届け出るものとします。
4. 前項に定める届け出がないまま専用 SIM カードが第三者に使用される等して当社が損害を被った場合、契約者はそれによって生じた一切の損害を直ちに賠償するものとします。
5. 破損・紛失・盗難等により専用 SIM カードの再発行が必要となった場合、当社は再発行の手数料として金 3,000 円(税別)を申し受けます。
6. 契約者は、第 10 条に定める利用契約の解除に際して、専用 SIM カードを当社に返却するものとします。解除と同時に返却されない場合、当社は違約金として金 3,000 円(税別)を申

し受けます。

#### **第16条**（本サービスの一時的な中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、契約者への事前通知をせずに本サービスの全部または一部の提供を一時的に中断することがあります。ただし、緊急またはやむをえない場合をのぞき、第 25 条に定める方法で事前に契約者へ通知します。
  - ① 本サービスの提供に必要なシステムの保守点検等の作業を定期的にまたは緊急に行う場合
  - ② 本サービスの提供に必要なシステムに故障等が生じた場合
  - ③ 停電、火災、地震、暴動、騒乱、労働争議、その他不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
  - ④ 電気通信事業者等による本サービスの提供に必要な通信サービスが停止された場合
  - ⑤ その他、運用上または技術上、当社が本件サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
2. 当社は、前項にもとづいて本サービスが一時的に中断した場合でも、本利用規約に特段の規定がある場合を除き、契約者その他いかなる者に対しても一切の責任を負わないものとします。

#### **第17条**（本サービスの廃止）

1. 当社は運営上の都合等により、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
2. 当社が前項の廃止を行う場合、原則 3 か月間の予告期間をおいて、契約者に第 25 条に定める方法で通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの廃止によって発生する契約者の損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### **第18条**（運行データ等の取り扱い）

1. 契約者は、契約者が登録したデータ（車載端末から収集される車両位置、走行距離、警告情報、その他運行情報等を含み、以下、あわせて「運行データ等」といいます）の正確性・正当性・信頼性・適切性についての責任、および抹消・改変・破壊・損害・損失・保存の失敗の責任など運行データ等の取扱いに伴う一切の責任を負うものとし、当社はこれらについて何ら義務を負わないものとします。
2. 当社は、契約者等からの運行データ等の個別の提供要請には対応いたしかねます。
3. 当社は、サーバー設備の故障その他のトラブルに対処するため、契約者のデータ等をバックアップすることがあります。
4. 当社は、前項により契約者に対してデータ等のバックアップ等の義務を負うものではなく、バックアップの完全性、正確性を保証しないものとします。
5. 当社は、次の各号に該当する場合データ等の保持について、データのエキスポートおよび

当該事項発生の日を起算日として 10 日間を超えるデータの保持を含む一切の責任を負いません。

- ① 第 9 条による利用休止
- ② 第 10 条による利用契約解除
- ③ 第 17 条による本サービスの廃止

6. 当社が、当社の有する運行データ等に関し統計情報等として2次利用するため、運行データ等から契約者を識別できる情報を識別不能にしたうえで2次利用を行うことを、契約者は予め同意します。

#### **第19条 (権利・義務の譲渡制限および契約上の地位の移転)**

1. 契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部ないし一部を、第三者に貸与し、譲渡し、または担保に供することはできないものとします。
2. 契約者が本サービスの利用契約を本サービスの販売店と締結した場合、同販売店から本利用契約上の地位が当社に移転する場合があることに同意し、これに異議をとねえることはできません。契約者と当該販売店との間で当該契約に関連する契約を締結した場合には、本サービスの利用契約の地位の移転とともに当該契約上の地位も当社に移転し、契約者はこれに同意するものとします。

#### **第20条 (損害賠償)**

1. 当社は、本サービスの利用またはそのサービス提供の有用性および正確性についていかなる保証もせず、第 26 条に定める場合を除き、その内容、遅延または中断などにより発生した契約者の損害に対しては、当社に重大な過失がある場合に限り、1か月分のサービス利用料金を上限として契約者に対して損害賠償責任を負うものとし、それ以外はいかなる責任も負わないものとします。
2. 契約者が本サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、契約者は自己の責任と負担をもって解決し、当社には一切の負担をかけないものとします。
3. 契約者が本利用規約を逸脱した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、契約者は当社に対して当社に生じたすべての損害を賠償する責任を負うものとします。

#### **第21条 (非保証)**

1. 当社(本サービスの申込窓口となる会社を含む。以下本条において同じ。)は、本サービスが契約者の利用目的に適切または有用であること、サービス提供が中断されないこと、および本サービスのシステム作動に誤りがないことを保証するものではありません。
2. 当社は、本利用規約に特段の規定がある場合を除き、本サービスを利用して得られる情報の真実性ないし正確性について、いかなる保証も行わず、いかなる責任も負いません。
3. 当社は、本サービスの設備に関するトラブルその他理由の如何に関わらず、本サービスによって取得した情報(第 18 条でいう運行データ等を含む)が滅失した場合、その当該情報の復元の義務は負わないことはもちろん、その他の一切の責任も負わないものとします。

4. 本サービスを利用するにあたり、当社が別途推奨する以下の動作環境での利用が行われない場合は、当社はいかなる場合も動作保証を行いません。

- ① スマホ・タブレットの機種(当社動作確認済みのもの)
- ② 端末の OS の種類とバージョン
- ③ 端末の最低スペック(CPU 速度・メモリ等)
- ④ ブラウザの種類とバージョン
- ⑤ インターネットの速度

#### 第22条 (本サービスのシステム保守管理)

1. 本サービスのシステム保守管理に関する行為は、当社が相当と判断する方法で行うものとし、その概要については、当社が必要と判断する範囲で契約者に開示するものとします。
2. 当社は、本サービスの継続的な提供、保守管理、機能向上等のために、契約者に対し本サービスの利用状況に関する情報・資料等の提供を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

#### 第23条 (禁止事項)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
  - ① 法令に違反する行為、法令違反を助長する行為またはそれらのおそれのある行為
  - ② 当社、本サービスの他の契約者またはその他第三者に対する詐欺または脅迫行為
  - ③ 公序良俗に反する行為
  - ④ 当社、または本サービスの他の契約者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
  - ⑤ 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
  - ⑥ 故意に虚偽のデータ等を公開または投稿する行為
  - ⑦ 本サービスの他の契約者の情報の収集を目的とする行為
  - ⑧ 本サービスに接続しているシステム全般について、権限なく不正にアクセスする行為  
その他当社に損害を与える行為
  - ⑨ 当社プログラムをリバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルする行為
  - ⑩ 他の契約者または第三者に成りすます行為
  - ⑪ 本サービスの他の契約者の ID またはユーザーパスワードを利用する行為
  - ⑫ 当社が事前に許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
  - ⑬ 暴力または脅迫的な言動(自己または関係者が反社会的勢力等である旨を伝える行為も含む)を用いる行為
  - ⑭ 反社会的勢力等への利益供与行為
  - ⑮ 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
  - ⑯ 本サービスの運営の妨げとなる行為またはそのおそれがあると当社が判断した行為
  - ⑰ 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
  - ⑱ その他、当社が不適切と判断する行為

## 第24条 (情報の取扱い)

1. 当社は、契約者の申込、変更届、および第 18 条でいう運行データ等を含むすべての情報（以下「取扱情報」といいます）を以下の目的で利用いたします。
  - ① 登録および契約者の同一性確認のため
  - ② ご利用料金、遅延損害金等の請求のため
  - ③ 代金決済等におけるクレジットカードの有効性の確認のため
  - ④ 契約者に合わせた本サービス上の情報、広告配信のカスタマイズのため
  - ⑤ 本サービスに関するご案内のため
  - ⑥ 本サービスの停止・中止・契約解除の通知のため
  - ⑦ 本規約に違反する行為への対応のため
  - ⑧ 本サービスに関する当社の規約、ポリシー等の変更などの通知のため
  - ⑨ 紛争、訴訟などへの対応のため
  - ⑩ 本サービスに関するご案内、お問い合わせ等への対応のため
  - ⑪ 識別性のない形式に加工した統計データを作成し 2 次利用するため
  - ⑫ 前各号に付随する本サービスの提供・維持・改善のため
2. 当社は、前項の目的のため、取得情報を任意の期間保有することができるものとします。
3. 当社は、前1項に定める利用目的のため、取得情報を当社の指定する当社製品の販売会社および当社の業務提携先・委託先および法律に基づき必要な場合には提供することができるものとします。

## 第25条 (契約者に対する通知)

1. 契約者に対する通知は、当社の判断により、次の各号のいずれかの方法で行うことができるものとします。
  - ① 本サービスの事務所側ソフト起動時などに表示される通知画面上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対して通知が完了したものとみなします。
  - ② 契約者が第 4 条第1項に基づく本サービスの利用申込の際、またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、送信した電子メールが当該電子メールアドレスを管理するサーバーに到達した時点をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  - ③ 契約者が第 4 条第1項に基づく本サービスの利用申込の際、またはその後に当社に届け出た契約者の FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、当該 FAX 番号宛 FAX を正常発信した時点をもって通知が完了したものとみなします。
  - ④ その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。

## 第26条 (サービス品質保証)

1. 当社は本サービスの月間稼働率を98%以上であることを保証します。

2. 稼働率の考え方は、次の計算式によるものとします。

$$\text{月間稼働率} = (\text{月間総稼働時間} - \text{累計障害時間}) \div \text{月間総稼働時間} \times 100$$

3. 累計障害時間とは、本サービスが全く利用できない状態の時間を指します。

4. 稼働率に伴う減額は、次のとおりとし、翌月分のサービス利用料より減額分を控除したものを契約者へ請求するものとします。

- ① 98%未満～97%以上 : 月額料金の 1/30 を減額
- ② 97%未満～95%以上 : 月額料金の 1/10 を減額
- ③ 95%未満～90%以上 : 月額料金の 1/5 を減額
- ④ 90%未満 : 月額料金の半額を減額

5. 次の場合には本条は適用されないものとします。

- ① 当社が必要と判断し、事前に告知または緊急で実施したメンテナンスによる場合
- ② 契約者が、当社が定める本利用規約に違反する行為があったと当社が判断する場合
- ③ 当社が管理する設備以外の問題に起因すると当社が判断する場合
- ④ 第三者からの攻撃、妨害などに起因する場合
- ⑤ 障害が継続した時間を契約者が証明できない場合
- ⑥ 火災、停電、地震、洪水、津波、戦争、動乱、暴動など不可抗力による場合
- ⑦ 本サービスを提供するサーバー環境以外(車載機・パソコン・契約者のインターネット環境など)の要因で、本サービスが利用できない場合
- ⑧ その他、本サービスの提供を中断する必要があると当社が判断した場合

#### 第27条 (障害の通知の遅れ)

1. 契約者が、当社に対する障害の通知の遅れにより、契約者の障害への対応が遅れたと当社が判断する場合には、料金返還の計算に際し、当該通知の遅れに起因する障害発生時間相当の料金については、当社の計算により返還を行わないものとします。

## 第3章 車載端末のレンタル

#### 第28条 (車載端末のレンタル)

1. 契約者は、以下のサービスの利用にあたっては車載端末を当社からレンタルすることができます。車載端末の所有権はすべて当社に帰属します。

- ① ロジコンぱす Lite
  - A. OBD II タイプ
  - B. シガーソケットタイプ

2. 契約者は、当社に対して、車載端末をレンタルするにあたって、本利用規約に同意した上で、当社所定の利用申込書に必要事項を記入し当社または当社が定める者に提出することにより、当社に車載端末のレンタルを申し込むものとします。
3. 当社が前項の申し込み内容を審査し承認した時点で、本利用規約の規定を内容とする車載端末のレンタル契約(以下「レンタル契約」といいます。)が、契約者と当社との間で成立するものとします。
4. 車載端末をレンタルした場合には、契約者は当該車載端末の買取りをすることができないものとします。

#### 第29条 (レンタルの対価)

1. 契約者は当社から車載端末をレンタルした場合、当社に対し、第6条の利用料金に加えて利用申込書に定める、車載端末のレンタルの対価(以下「レンタル料」といいます。)を支払うものとします。なお、レンタル料は、本サービス利用開始日から発生します。
2. レンタル料の支払日は、初回は本サービスの利用開始日とし、その後の毎月の支払日は毎月1日とします。別途支払日を定めた場合は、その日とします。

#### 第30条 (レンタル期間および中途解約)

1. レンタル期間は、車載端末毎のレンタル契約開始日から起算して、2年間とし、これを最低契約期間とします。当該利用期間満了日の2か月前までに契約者または当社より申し出がない場合には、レンタル期間は期間満了日の翌日から更に1か月有効に存続するものとし、以降も同様とします。
2. 第8条1項の利用期間が更新された場合、レンタル期間も同一期間当然更新されることとし、以降も同様とします。
3. レンタル期間満了を待たず、やむを得ない事由により解約をしなければならない場合は、その事由に妥当性があると認められる場合に限り、これを認めることとします。
4. 契約者による中途解約または更新拒絶を原因とするレンタル契約の終了日は、当社が車載端末を受領した日とし、当該受領日が属する月分までレンタル料が発生します。
5. 本条第3項により最低契約期間内に契約者がレンタルによる利用契約を中途解約する場合、契約者は、当社に対して、最低契約期間満了までの残月数に2,000円を乗じた金額を違約金として支払わなければなりません。支払方法は、第7条に準じます。

#### 第31条 (解除)

1. 契約者が各号のいずれかに該当する場合、当社は事前の通知ないし勧告することなく、レンタル契約の全部または一部を解除することができるものとします。その場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
  - ① レンタル料の支払いを怠った場合
  - ② 契約者が本利用規約に同意しない場合
  - ③ その他、本利用規約の条項に違反した場合

### 第32条（本サービスとの関係）

1. 本サービスに関する契約がいかなる理由かを問わず終了した場合、レンタルによる利用契約も当然に終了します。
2. 第 17 条による本サービスの廃止を除き、前項によりレンタルによる利用契約が最低契約期間内に終了した場合、契約者は、当社に対して、残レンタル期間月数に 2,000 円を乗じた金額を違約金として支払わなければなりません。支払方法は、第 7 条に準じます。

### 第33条（車載端末の引き渡し）

1. 当社は、初回のレンタル料にかかるクレジットカード決済日（他の支払方法による場合には、その支払完了日）から起算して、5 営業日以内に車載端末（本体および付属ケーブルを含む）の配送手配をおこない、車載端末を契約者の指定する場所に引渡します。

### 第34条（担保責任）

1. 契約者が当社から車載端末の引き渡しを受けた後に車載端末の性能の欠陥につき、5日以内に通知をなさなかった場合は、車載端末は正常な性能を備えた状態で契約者に引き渡されたものとします。
2. 当社は契約者に対して、引き渡し時において、車載端末が正常な性能を備えていることのみを担保し、車載端末の商品性または、契約者の使用目的への適合性その他については担保しません。

### 第35条（修理および交換）

1. 車載端末の返還までに生じた物権の滅失、毀損または当該車載端末の返還不能についての危険は、天変地異その他の原因の如何を問わず全て契約者の負担とし、契約者は、当社に対して修理費用または車載端末の代金相当額として各端末1台あたり以下の金額を支払わなければなりません。ただし第 30 条 1 項の最低契約期間経過後は以下の金額の半額をとします。

① OBD IIタイプ	45,000 円 (税別)
② シガーソケットタイプ	19,800 円 (税別)
2. 契約者が車載端末の代金相当額を支払った場合、当社は、当該車載端末の代替品を契約者に引渡すものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、通常の使用による損耗については、当社負担で車載端末の修理または代替品の提供をします。ただし、車載端末の取付費用は、契約者の負担とします。

### 第36条（車載端末の使用保管）

1. 契約者は車載端末を善良な管理者の注意を以って使用、保管し、この使用、保管に要する費用は契約者の負担とします。
2. 契約者は当社の書面による承諾を得ないで次の行為はできません。
  - ① 車載端末の譲渡、転貸、改造をすること。
  - ② 車載端末に貼付された当社の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損すること。

- ③ 車載端末について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定すること。
3. 契約者は、車載端末が他からの強制執行またはその他の侵害を被らないようにこれを保全するとともに、仮にそのような事態が発生した時は直ちにこれを当社に通知し、かつ速やかにその事態の解消を図るものとします。
  4. 前項の場合において、契約者は、当社が車載端末保全のために必要な措置をとった場合、その一切の費用を負担します。
  5. 車載端末の占有中、契約者は、車載端末自体またはその設置・保管・使用によって第三者に与えた損害を賠償し、当社は何らの責任を負いません。

### 第37条（車載端末の返還）

1. 車載端末のレンタルを終了した場合、契約者は、レンタル期間終了日の属する月の末日限り、当社が別途送付する配送伝票を利用して車載端末(本体および付属ケーブルを含む)を返還します。ただし、契約者による中途解約または更新拒絶によるレンタル契約が終了する場合は、当該中途解約または更新拒絶の申出日の属する月の末日を車載端末(本体および付属ケーブルを含む)の返却期限とします。
2. 契約者が前項の期限を過ぎたにも関わらず、当社に対し、車載端末(本体および付属ケーブルを含む)の引渡しをしない場合は、契約者は、当社に対し、当該期限到達日の翌日から引渡し完了に至るまで、1か月あたり第6条の利用料金および第29条のレンタル料を違約金として支払うものとします。違約金の支払い方法は、第7条に準じます。
3. 車載端末にデータ(電子的情報)が記録されている場合、契約者は自らの責任と費用負担によりそのデータを消去して当社に返還します。万一、残存したデータの漏洩等により、契約者および第三者に損害が発生した場合、当社は一切責任を負わないものとします。
4. いかなる理由かを問わず車載端末を滅失または紛失し、車載端末(本体および付属ケーブルを含む)を返還期限に当社返還できないとき、あるいは毀損した車載端末(本体および付属ケーブルを含む)を返還したときは、契約者は当社に対して、車載端末(本体および付属ケーブルを含む)についての損害賠償として、端末種別ごとに以下の違約金を支払わなければなりません。支払方法は、第7条に準じます。
  - ① OBD IIタイプ 45,000 円(税別)
  - ② シガーソケットタイプ 19,800 円(税別)

## 第4章 その他

### 第38条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、現在、自己および自己の役員(業務を執行する従業員、取締役、執行役またはこれに準ずる者をいいます。)が次の各号のいずれにも該当しないことを表明および保証し、かつ将来に渡って該当することがないことを確約します(次の各号のいずれかに該当する者を、以下「暴力団関係者」といいます)。

- ① 暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(以下「暴対法」という。)第2条第2号に定める暴力団をいう。)
  - ② 暴力団員(暴対法第2条第6号に定める暴力団員をいう。)
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 暴力団関係企業
  - ⑤ その他前各号と密接な関係を有する者
2. 契約者は、自己の依頼に基づいて本サービスの利用契約の代理または媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者に該当しないことを表明し、かつ保証します。
3. 当社は、契約者が本条第1項または第2項に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、および契約者が次の各号のいずれかに該当する事項を行った場合、契約者の負う一切の債務の期限の利益を失わせ、契約者に対する自己の債務の履行を停止し、かつ催告を要することなく本サービスの利用契約を解除することができるものとします。なお、本項に基づく本サービスの利用契約の解除は、当社による契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
- ① 暴力団関係者への利益供与を行うこと。
  - ② 自らまたは第三者を利用して、相手方に自己または関係者が暴力団関係者である旨を伝えること
  - ③ 自らまたは第三者を利用して、相手方に詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いること。
  - ④ 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉もしくは信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。
  - ⑤ 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。
  - ⑥ 暴対法に違反すること。
4. 契約者は、前項の定めに基づいて自己の負う債務の期限の利益を喪失し、自己に対する当社の債務の履行を停止され、本サービスの利用契約を解除された場合であっても、当社に対し、損害賠償の請求をすることはできないものとします。
5. 当社は、契約者の履行補助者が暴力団関係者に該当することが判明した場合、契約者に対し、当該履行補助者との契約の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができるものとします。
6. 契約者が、前項に基づく求めに応じない場合には、当社は本サービスの利用契約を解除することができるものとします。本項に基づく本サービスの利用契約の解除についても、本条第3項および第4項の定めを準用するものとします。

**第39条**（協議事項）

1. 本利用規約に定めのない事項または本利用規約の解釈に疑義が生じた場合は、契約者と当社で誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとします。
2. 本利用規約に関する訴訟が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021年8月23日改正